

# 2 改正規定の構成

## ① 改正規定

### (1) 意義

改正規定は、個々の具体的な改正対象部分を特定し、その部分をどのように改正するかを明らかにするものである。改正は、「改める」「加える」「削る」「付する」「とする」の5種類の組合せによって行う。したがって、改正規定の基本パターンは次の5種類となり、これを組み合わせて改正規定が構成される。

- ① 「〇〇」を「◇◇」に改める。
- ② 「〇〇」の次に（下に）「◇◇」を加える。
- ③ 「〇〇」を削る。
- ④ 〇〇に「◇◇」を付する。
- ⑤ 〇を◇とする。（移動）

### (2) 構成

改正規定は、基本的に条単位で構成する。したがって、ある条の中でいくつもの改正がある場合には、基本パターンを読点で結び、組み合わせて完結させる。

また、改正対象によって、基本パターンも若干の変化を生じる。例えば、「改める」にしても、条や項の中の一部の語句を改める場合もあるし、条や項の全体を改める場合もある。「加える」にしても、語句を加えるだけでなく、条や項を新たに加えることもある。条や項を削ると、原則として条や項の移動も生じる。

実際には、これらの改正がいろいろと組み合わせあって、改正規定が構成される。組み合わせあって一つの文として句点で切れたまとまりを、改正規定というが、その改正規定を構成しているそれぞれの基本的なパターンの部分も改正規定という。

＊組み合わせされた改正規定の例

- ・ 語句を「加える」の改正と、項を「加える」改正

×第2条第1項第1号中「その他その」の次に「現に所在する場所若しくは」を加え、同項第5号中「かけ、」の次に「文書を送付し、」を加え、同条第3項中「場合に限る。）」の次に「又は位置情報無承諾取得等」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、……

- ・ 条の全部を「改める」改正

×第16条の2を次のように改める。

×（調整期間）

第16条の2 政府は、第4条の3第1項の規定により、……

- ・ 項の全部を「改める」改正

×第87条第3項を次のように改める。

3 ×保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分について……

- ・ 第1項の全部を「改める」改正

×第58条の見出しを「（業務提供誘引販売契約の解除）」に改め、同条第1項を次のように改める。

××業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る

×……

・ 項の移動

×第66条第1項中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業者」に改め、同条第4項中「又は第2項」を「、第2項又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項、第2項又は前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2×主務大臣は、この法律を施行するため……

3×主務大臣は、この法律を施行するため……

×第7条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2×国は、離島振興計画に基づく事業のうち……

・ 条の移動と「加える」改正

×第3章第3節中第145条の5を第145条の12とし、同章第2節中第145条の4を第145条の11とし、同章第1節中第145条の3を第145条の10とし、第145条の2を第145条の9とする。

×第2章の次に次の1章を加える。

×××第2章の2×特定信託の各計算期間の所得に対する法人税  
第145条の2～第145条の8 〔略〕

×第13条を第14条とする。

×第12条第1項中「構造」の次に「並びに保全」を加え、同条第2項中「この法律の施行」を「国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらの保全」に改め、同条を第13条とする。

×第10条及び第11条を削る。

×第9条の3中「、政令で定める技術的基準に従い」を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の1項を加える。

×（国家機関の建築物の点検）

第12条×各省各庁の長は、その所管に属する建築物……

## ② 改正部分の特定

### (1) 特定の原則

改正規定では、改正対象部分をまず特定する必要がある。特定された部分について、前記5種類の改正を行うことになる。

改正部分の特定は、原則として、条名を中心とした規定の構成要素の名称による。つまり、題名、目次、前文、編・章・節・款・目、条（見出し）・項・号・イ……、附則の条（見出し）・項・号・イ……、別表、様式などである。ただし、章・節などの条のまとまりは、その必要がない限り表示しない。反対に、条を構成する各部分は、特定が容易にできるよう、できる限り表示し、特定する。もちろん、ケースに応じてさまざまなバリエーションが生ずる。

### (2) 語句の特定

条（見出し）・項・号・イ……などの一部に改正を行う場合、その条などを特定した上で、さらに、「〔その特定した部分〕中」（「中」が多段階になる場合は、「うち」を上上の段階に使うのが一般である）などとして、その中の対象となる語句を表示して特定する。語句の特定は、他の部分と混同を生じない限りにおいて、必要かつ最小限の部分で把握するようにする。この場合、原則として、意味のある言葉としての単位（単語あるいはこれに助詞・助動詞のついたものなど）で表示する。ただし、他の部分と区別するために、記号（例えば括弧記号）などを含ませて特定することもある。

### (3) 表等の部分の特定

表などの部分を特定する場合には、項と欄とで表示するのが原則である。しかし、必ずしも項と欄によっては特定できない場合があるので、その場合には対象部分を大きく「」で括って特定することも多い。同様に、条・項・号・イ……などで特定できないものとしては、目次や数式、様式などが

あり、これらの場合にも対象部分を「 」で括って特定することになる。

\*特定の例

×第○条中「A」を「B」に、「C」を「D」に改める。

×第○条第2項中「A」の次に「B」を加え、「C」を削る。

×第○条に見出しとして「(□□)」を付する。

×第○条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。